

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年5月3日掲載)

No.6	介護福祉士, 社会福祉士, 精神保健福祉士の倫理綱領が触れている「基本的人権」の性質と分類を述べよ。
解答	<p>・「基本的人権」の性質は, ①固有性(生まれながら当然に有する権利), ②不可侵性(侵すことのできない永久の権利), ③普遍性(すべての人間が享有するもの)である。</p> <p>・「基本的人権」の分類は, ①包括的基本権(人権の総則的権利:憲法第 13 条「幸福追求権」), ②平等権(人権の総則的権利:第 14 条「法の下での平等」), ③自由権(「国家からの自由」と呼ばれる:精神的自由権, 経済的自由権, 人身(身体)の自由), ④受益権(国務請求権:第 16 条「請願権」, 第 32 条「裁判を受ける権利」など), ⑤参政権(「国家への自由」と呼ばれる:選挙権, 被選挙権など), ⑥社会権(「国家による自由」と呼ばれる:生存権や労働基本権など)とされる。</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.